

公立鳥取環境大学及び公立鳥取環境大学大学院科目等履修生規程

平成24年4月1日

鳥取環境大学規程第79号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則(以下「学則」という。)第53条及び公立鳥取環境大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第35条の規定に基づき、公立鳥取環境大学(以下「本学」という。)及び公立鳥取環境大学大学院(以下「本大学院」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 科目等履修生として本大学院に入学できる者は、大学院学則第19条各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生を志願する者は、所定の検定料を添え、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

(1) 科目等履修生入学願(様式第1号)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) その他必要と認める書類

(入学者の選考)

第4条 前条の志願者に対しては、当該科目担当教員が選考し、学長が入学を承認する。

(入学手続及び入学許可)

第5条 前条の規定により入学を承認された者は、所定の期日までに別に定める入学料を納付し、誓約書(様式第2号)を提出しなければならない。ただし、過去に入学料を納めた者については、この限りでない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可し、入学許可書(様式第3号)を交付する。

(履修期間)

第6条 履修期間は、1学年又は1学期とする。

(履修期間の更新)

第7条 第1学期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き第2学期において履修を志願するときは、前条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続きは、第3条、第4条及び第5条の規定を準用する。ただし、第3条第3号及び第4号の書類の提出を要しない。

(授業料等)

第8条 科目等履修生は、在学予定期間に応じて、第1学期及び第2学期に区分し、履修を許可された当該学期の単位数に別に定める1単位当たりの授業料を乗じて得た額の授業料を当該学期における当初の月に納付しなければならない。

2 実験・実習等に要する特別の費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(検定料、入学料及び授業料の還付)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。

(単位の授与)

第10条 履修した授業科目については、試験その他の方法によりその担当教員が判定した成績に基づき、所定の単位を与える。

2 学長は、前項の規定により単位を与えられた者には、単位修得証明書(様式第4号)を交付する。

(履修の中止)

第11条 学長は、本学の規則に違反した者又は科目等履修生として不相当と認められる者に対しては、授業科目の履修の中止を命ずることができる。

(規程の準用)

第12条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則及び大学院学則その他学生に関する規程を準用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第2号(第5条関係)

誓 約 書

年 月 日

公立鳥取環境大学学長 様

科目等履修生

住 所

氏 名

印

貴学に入学の上は、学則、大学院学則及び諸規程を守りその構成員としての責務を履行することを誓います。

入学許可書

氏名

年 月 日生

上記の者は、公立鳥取環境大学(大学院)科目等履修生として下記のとおり履修することを許可します。

記

授 業 科 目 名	単 位 数	授 業 科 目 名	単 位 数
履 修 期 間	年 月 から 年 月 まで		

年 月 日

公立鳥取環境大学学長

単位修得証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、 年度公立鳥取環境大学(大学院)科目等履修生として下記のとおり単位を履修したことを証明します。

記

授業科目名	単位	評価	前期・後期・通年の別	授業科目名	単位	評価	前期・後期・通年の別

年 月 日

公立鳥取環境大学学長